

Title	高木教典他編『講座現代日本のマスコミュニケーション』： 「第二巻、政治過程とマスコミュニケーション」
Sub Title	Noritsune Takagi, et. al. ed., Mass communication and political process, vol. II. in the series "Contemporary mass communication studies
Author	鶴木, 真(Tsuruki, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.4 (1973. 4) ,p.103- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730415-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上のように理論と具体的事例からの報告をつき合せたあとで、再び理論的枠組そのものにもどつてみよう。

第二部に示された枠組は、リーダーと大衆の分化をふくまない小規模単位の民主主義（市民参加）の積分としてのみ大規模単位の民主主義が現実には機能しうるとすると同時に、大規模政治の国のレベルにおける職業政治家・政党の存在を不可避であるとしている。この二つの言明が組み合されると大規模単位の民主主義が現実には機能する可能性は論理的に否定されてしまう。それにもかかわらず、本書においてはその問題についての考察がなされていない。ところで、ルポルタージュと関連させてすでに論じたように、市民参加を論ずる際には、それをそのなかに位置づける全体的な枠組、市民参加の例え、政策領域別の実効性、および実際の参加過程における素人と専門家の役割分化の必要性の問題を避けて通ることはできない。とすれば、本書の理論的枠組に対して、将来、リーダーと大衆の分化をふくむ既成の議会・首長制度と新しい市民参加の制度との関係づけの理論がどうしてもつけ加えられる必要があるといえるであろう。最後に「市民」の独占にもとづく論理の「すり替え」と関連してつぎの点を述べておきたい。第二部の枠組は、参加型の公共性構成の現実的可能性を、市民的人間型の形成・政治的成熟に求めている。と同時に、市民と議会との擬似同一性を想定する統制型の政治体質にあらわれる圧力活動・利益誘導には公共性が欠如している、と指摘している。これだけの言明からではその主旨を確定することはとろいでないが、もしそこに政治的未成熟のゆえに通常の意味で

の公共性を否定する論理が含まれているとすれば、私にはそれは納得がいかない。政治的未成熟は公共性の質をおとす原因ではあつても、公共性の否定の口実にはなりえないからである。政治学がこのような論理を使うとき、それは市民参加を論ずるといふ装いの下に特定の政治的立場を擁護するイデオロギーになりさがつてしまふであらう。またそれは、一般の人びとの平凡な意識を一方的に低く評価するという傲慢さをも示すことになるのである。

（東洋経済新報社 一九七一年（一九七三年三月一日 脱稿）

根岸 毅

高木教典他編

『講座 現代日本の

マスコミュニケーション』

『第二巻、政治過程と

マスコミュニケーション』

(一)

本書「政治過程とマスコミュニケーション」は、十六人の個別論文を五つのタイトルの下に整理し編集されている。本書の構成は次

のとおりである。

I 戦後の政治過程におけるマスコミの役割 田口富久治

II 言論統制とマスメディア

高木教典、橋本進、隅井孝雄、勝田健、奥田史郎

III 世論とマスメディア

IV 運動とコミュニケーション

北川隆吉、梶谷善久、犬丸義一、井倉大雄

V 地方政治とコミュニケーション

越智昇、佐藤守弘、石川淳志、高橋明善

ここでは、この各々について紹介する必要もないと考えるので、学術的論究として内容的に興味のある二、三の論文をとりあげることにする。

* * *

第一章の田口論文は、現代日本の政治状況を次のように述べている。「先進資本主義諸国における正統化機構のなかで、マスコミは、政党、教会（宗教）、ナショナルリズム、企業、教育機関（大学をふくむ）等とならび、また、これらのものからみあつて、もつとも重要な一翼をしめている。」このような問題意識に立つて、田口は、現代の日本のマスコミュニケーションを「その産業およびその内部においては、激しい競争があり、提供される『情報』も多種多様である。……しかし（これらを）貫いて、究極的に自己貫徹するのは『支配階級の諸観念』であるところの『支配的諸観念』であ

る」と規定している。そして、マスメディアの（テレビ、ラジオ、新聞、週刊誌、月刊誌など）間の半ば自発的な「分業」は、人々を脱政治化することによつて大きな政治的役割を果たすものであると指摘する。田口は、簡単に戦後二十五年をこえる日本の歴史の節々におけるマスコミの政治的役割を、新聞の論調を中心に追跡し結論としておおよそ次の諸点を指摘している。

第一に、日本の新聞の不偏不党は「政治的には資本主義的民主主義、しかも院外大衆運動にたいする警戒心と結びついた院内主義的に理解された『議会制民主主義』の限界を越える言動も許容しない。……『不偏不党』の立場が全体としての『体制』については決していい得ないことを確認しておくことが重要なのである。」

第二に、体制新聞の枠内において日本の新聞は階級的力関係の下に置かれている。この力関係は「新聞にたいする権力からの干渉・統制の圧力と、下からの読者（その圧倒的多数は勤労大衆である）の関心・批判・要求との対応関係と、新聞機構内部における経営・編集権力と新聞労働者との対抗関係とのからみ合いによつてきまつてくるが、注意すべきことは、上からの圧力と下からの圧力とは、その効果という点では、きわめて非対称的だということである。……したがつて、ある運動が十分なもり上がりや欠いているばあい……新聞は安じて権力の打ち出す方向を『現実的』とみなして、これに追従することができるわけである。」

第三に、「商業報道機関のこのような性格と限界のゆえにこそ、読者の要求・批判・報道関係労働者のたたかいと並んで、革新政

党、民主的労働組合の機関紙等の量的拡大と質的向上が緊急の課題となつていたのである。とくに労働者政党の大衆の基盤を持つ機関紙を拡大・強化することは、商業報道機関の権力追従や政治的後退を監視・批判するだけでなく、前者においてしばしば論点ごとに分断されがちな日本の政治の全体的関連やそこにおける真の対抗、真の選択がなんであるかを明らかにするためにも、不可欠のことである。」

* * *

第二章第一節「天皇制支配体制下の言論の自由」において、高木教典は日本軍国主義下のマスメディア統制の特徴を明確にするために次のように述べている。「日本軍国主義下のマスメディアの統制は）第二次世界大戦中のアメリカ、イギリスにおけるマスメディア、報道政策と比較すれば、たんなる戦時体制への転換に起因するものではないことはいうまでもない。しかし、それはまた、ナチス・ドイツやファシズム支配下のイタリーとも異なつて、絶対主義的天皇制の統制装置をそのまま継承し、その機能拡大と補強を主軸として展開されたことに特徴があつたことを指摘しておかなければならない。」したがつて、天皇制支配体制の歴史は言論弾圧の歴史であつたとして、明治の絶対主義的天皇制の成立から昭和二十年の終戦に至るまでの言論の統制弾圧を素描している。その中で、私が興味を持つたのは、大正期以後に現われた映画とラジオという新たなメディアにたいする統制に関する記述である。

紹介と批評

映画について、高木は次のように述べている。「天皇制は、しばしば指摘されてきたように政治的な支配体制であると同時に、それが日常生活における道徳的な価値をも独占している点に特徴がある。……それゆえ、家族主義を中核とする醇風美俗を崩壊させる道徳や生活習慣は、階級的な政治運動と同様に、天皇制の支配体制の構成原理を脅かすものとして危険視された。……したがつてモダニズムの風潮を敵視する天皇制権力からみれば、映画、とくに外国の風俗、習慣をリアルに伝達する外国映画は、「軽佻詭激」の申し子であり、元兇であつた。映画検閲の中央一元化による統制強化は、このような観点から具体化されたものにはかならなかつた。」しかし、一方では映画をただ敵視したわけではなく、「文部省は早くから映画のもつ大衆性と訴及力を教育に積極的に活用する意欲をこめした」ことについても言及している。

他方、ラジオについては次のように述べている。「アメリカの先例から、放送事業の設立に当つて、それが民営事業として営まれるばあいも国家が一定の役割をはたすことによつて放送が制度化されることは不可避であるが、わが国のばあいは、天皇制支配体制の言論規制の伝統的な体質と、この時期の思想対策の要請とがストレートに放送制度に持ちこまれ、異常なまでに厳重な通信省の監督のもとで放送が運営されることになつた。」

そして、「満州事変を契機とする言論、思想統制は、伝統的な統制装置による統制対象の拡大と適用の強化によつて進められたが、それにとどまらず統制装置の補強が図られた。」とし、具体的には

出版法の改正、思想局設置、映画統制委員会の設置、NHKの機構改革、不穩文書臨時取締法と思想犯保護觀察法の制定を掲げている。

第二部「戦後マスメディアの統制」において、若者たちは二つの基本的要因を掲げている。すなわち、「その第一の要因は、『上から』の『民主化』措置と『下から』の人民のたたかいによる……国民の基本的権利の確立とそれにもとづく自由と民主主義のための諸闘争の発展である。……第二の要因は、戦後日本の対米従属下における独占資本主義再編、確立過程そのものである。」としている。そして戦後の統制は、マスメディアへの直接介入のほかに「操作・誘導」の側面が強められ、いつそう複雑化したことを指摘している。著者たちは、戦後の言論、マスコミ統制の歴史を四時期に大別し、「今日のマスコミの『繁栄』は、無数の労働者と消された番組、記事の墓碑のうえにひろげられた」ものであり、これらの統制の最も典型的な形は自主規制という名の統制であると指摘している。

* * *

第三章第二節「マスメディアと政治的無関心」。佐藤毅は伝統型無関心の崩壊のあとに代置されたのは、現代型無関心ではなかつたとし、「わが国の政治的関心——無関心——の大まかな分布は、『日常型無関心』と『知識型関心』という対極的な類型の併存という形をとることとなる」と指摘している。

日常型関心とは、自己の利害を政治との関連で意識し主張するにいたる、利害意識にもとづいた政治意識である。この『日常型関心』がしばしば『日常性』にとどまつており、そのかぎりでは裏返し的一面としての『日常型無関心』であり、『無関心の一つの形態』にすぎない」としている。他方、知識型関心とは、ホワイトカラー階層の政治意識であるとしている。佐藤は、これらの類型をふまえて、「少なくとも現代型無関心を安易に設定することはできないし、また、かりに現代型無関心を設定するにしても、その動態は従来の論議をこえた次元にさぐる必要がある。この点はさらに『脱政党化』の動態などとあわせてさらに追加されなければならないまい」と主張している。

ここに、マスメディアと政治的無関心ととりあげる必要性がでてくる。しかし、果してマスコミは政治的無関心を促進する大きな条件とみられるであろうか。佐藤は、従来のこのような主張が、一九五〇年のリースマンとデニーの指摘以来、『マスメディアが政治的アパシーを強化する』というような一義的な効果関係を設定することはできない。むしろコミュニケーション内容にたいする『受け手』の相対的な主体性を確認できるほどである」としている。この受け手の相対的な主体性は、多元的な価値の共存が保障されている民主主義社会では、その幅もひろがり『送り手——コミュニケーション内容の相対的な主体性の幅も文字通り相対性のなかにとどまることとなる。また、民主主義社会のもとも、かりに、マスメディアによる情報の欠落や偏在が存在するとすれば、受け手はいわば主体性

をせよめられた一定の相対性のなかにとどまることはいうまでもない」と主張している。

ここに、政治意識の問題もマスコミュニケーション過程の「送り手——受け手」関係を軸として把握されることとなる。したがって、佐藤は次のように結論を述べている。

「ごんにち、『人間価値』や『生活価値』が鋭く意識されるなかで、『公害』反対の動き、また、『物価』『住宅』『重税』などの政策批判の声も大きくひろがり、『高度成長』のなかで独占資本——国家権力——がつくりだしてきた『状況』——社会的な地殻変動——そのものへの批判にまで高まってきている。それは皮肉にも国家独占資本主義の『発展』そのものがもたらす『日常性』がかえつて人びとの『政治的無関心』をゆさぶり、人びとを大衆として『組織化』させないではおかない動態にほかならない。マスメディアはそのような動きを無視することはできないし、また、それにこたえることなしにはみずからの展望をぎりぎりひろくすることはむずかしい。」

* * *

第四章、第五章においては、「運動とコミュニケーション」、「地方政治とコミュニケーション」のタイトルの下に八編の論述が載せられている。しかし、いずれも特定の事件あるいは地域における、政治とコミュニケーションに関する特定化された記述である。そのため、一つ一つの「実態」を知る手掛りとはなり得ても、現代日

本の政治過程を全体的に把握し、理解するための一般化の作業が全く欠落しているか、あるいは越智昇や佐藤守弘の論述に見られるように、極めてラフなものとなっている。この種の記述においては、最近はやりの市民運動の実態報告のように、自らの経験を基に、事実の推移経過を追ったものが興味深いし、また生半可な論文よりは読んでいて得る所が多いものである。その意味で第四章第三節「松川事件・松川運動とマスコミ」は、内容的に最も充実していた。したがって、「私たちは、マスコミと大衆運動、反体制運動との関係を追求し、大衆運動が、どうマスコミに対処しなければならぬか、という点について若干の教訓をくみとりたい」とする、犬丸義一と井倉大雄の意図は成功していると思われる。

(二)

本書は「講座 現代日本のマスコミュニケーション」の第二巻である。編者は、本書の意図を次のように述べている。「今日の日本の社会が階級社会として成立しており、当然そのなかでさまざまな対立、抗争などをふくんでいる様相は、政治、社会運動とコミュニケーション型態、様式の変化とのかかわりあいのなかにもでてきている。その基本的構造や様態が、いかなるものかを描出するための事例問題をえらび出す努力を本巻では実態にそくしておこなった。それが十分に達成されているとはいいがたいかも知れないが、それらをとおして究極的には国民の、労働者階級のコミュニケーションをいかなる形で造りあげるべきかの問題も模索しようとした意図が

読者の方々にくみとられるならば幸いである。……本巻では、運動論的、動態論的視点からマスコミ、あるいはコミュニケーションの問題をとりあげたところに一つの特色をおいた。そしてさらに、それを六〇年代のわが国社会の変動、変化を踏まえて、それとかかわらせその上になつて論究したところに第二の特色をおいた。さらに、現代の政治状況のなかで、マスコミをめぐる言論の自由の問題の重要性を考慮し、それを考えるための指針として、戦前の軍国主義、ファシズム下および戦後のマスメディアにたいする統制弾圧の実態を明らかにするために多くの紙幅をさいたことも指摘しておきたい。(四〇九頁―四一〇頁)。

共同執筆形式の宿命として、本書も掲載論文の水準にバラツキがみられることを否定できない。まして、引用したとおり、本書の意図が理論的な論究にとどまらず、実施の手引きとしての性格を与えられていることは、すべての掲載論文を不十分な記述、どちらつかずの曖昧なものにしてしまつてゐる。例えば、「事例問題を選び出す努力を実態にそくして行う」と主張する時、「実態」とは何を意味するのであろうか。理論的論究とは、現象の背後にある意味としての「実態」を発見し、把握するプロセスであらう。一方、実施の手引としての記述では、その追求される特定の目的にそうかぎりにおいて、実態が把握されるのである。すなわち、ここにおける「実態」とは、諸事実の一貫性を持った一面的な強調である場合もしばしばあり得えよう。

本書を読んで、私は失望の色を隠す事はできなかつた。「政治過

程とコミュニケーション」という魅力的な副題にもかかわらず、僅かに田口富久治と佐藤毅の論文を除いては、六〇年代の変動、変化をふまえて、それとかかわらせて、その上立つて、運動論文、動態論的視点からマスコミの問題を論究したとはとても言えない記述ばかりである。つまり、高木教典らの言論弾圧史を除いて、その他の論文は特定事例の体験談的整理か、単なる随筆に終つて居り、理論的論究にとつても、また実施の手引としても必要な、事例からの一般化の作業が全く欠落してしまつてゐるからである。しかし、私はマルクシズムからの業績を否定するものでは決してない。何故なら、ジョージ・ガーブナーの指摘したような、コミュニケーションの戦術的研究態度ではなく戦略的研究態度にとつて、日本においては池内一が指摘するように「マルクシズムあるいは知識社会学の伝統を踏んで現代社会のコミュニケーション・システムを批判した多くの労作」があることを無視できないからである。

本書は、このような状況のなかでどれだけの意義を「新た」に持ち得たのであろうか。編者は本当に、本書が六〇年代の社会の変動をふまえて七〇年代の一層流動的である社会を運動論的・動態論的に把握する助けとなると考えているのであろうか。本書が、あえて今日出版された意義を、その掲載論文の内容から見出すことは困難である。しかし、この方面の初學者にとつては、内容もバラエティーに豊み、比較的簡潔な文章であるので読み易いと考えられる。

(青木書店、一九七二年 四一〇頁)

*「特定のコミュニケーションの目的達成方法を問題にするのではなく

(これは戦術的関心である)、むしろ異なつたコミュニケーションの目的や基礎が、社会にとつてどんな意義をもつかを問題にするのである。戦略的研究態度は、コミュニケーション領域に於ける長期の制度的行動、およびかかる行動の状況、動態的發展および結果を調査する。」ジョージ・ガーブナー、岩男壽美子訳、年報社会心理学六号) (一九七三・三・三)

鶴木 真